

幸区市民活動コーナー設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、幸区における市民活動の活性化を図ることを目的として、幸区市民活動コーナー（以下「コーナー」という。）を幸区役所に設置し、コーナーに関する必要な事項を定める。

(活動)

第2条 前条の目的を達成するため、コーナーにおいて次の活動を行う。

- (1) 設備の利用に供すること。
- (2) 市民活動団体間の情報交換及び交流に関すること。
- (3) 市民活動支援に関すること。
- (4) その他、コーナーの設置目的を達成するために必要なこと。

(設備)

第3条 コーナーの設備は、次のとおりとする。

- (1) 会議室1
- (2) 会議室2
- (3) 作業室

(利用日時)

第4条 コーナーの利用日は、1月4日から12月28日までとし、利用時間は、9時から21時までとする。

2 前項の規定に関わらず、区長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(利用団体)

第5条 コーナーを利用できる団体は、幸区内でボランティア活動等、市民活動を主たる目的として活動する団体とする。ただし、その活動が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治、宗教又は営利活動を主たる目的とするもの。
- (2) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適當と認めるもの。

(利用料)

第6条 コーナーの利用料は無料とする。ただし、設備利用に当たって必要な消耗品は利用団体が負担する。

(損害賠償)

第7条 利用団体は、その責に帰すべき事由により、設備等の全部又は一部を滅失若しくは毀損したときは、損害を賠償しなければならない。

(庶務)

第8条 コーナーの設置に関する事務は、まちづくり推進部地域振興課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。